

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 5 号

総社市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

総社市建築基準法施行細則（平成 1 7 年総社市規則第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（特定建築物の定期調査報告） 第 1 4 条 法第 1 2 条第 1 項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。 （1）～（3）略 （4）百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合又は物品販売業を営む店舗（床面積が 1 0 平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、階数が 3 以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が 1 , 0 0 0 平方メートルを超えるもの （5）略 <u>2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 2 0 年国土交通省告示第 2 8 2 号）第 2 前段の規定により市長が付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表に定めるところによる。</u>	（特定建築物の定期調査報告） 第 1 4 条 法第 1 2 条第 1 項の規定により政令で定めるもの以外の特定建築物で市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする。 （1）～（3）略 （4）百貨店、マーケット、展示場、ダンスホール、遊技場、待合又は物品販売業を営む店舗（床面積が 1 0 平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 5 0 0 平方メートルを超えるもの （5）略

改 正 後				改 正 前	
調査項目		調査方法	判定基準		
建築物の 内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	常閉防火扉の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。	
		常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
		常閉防火扉の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、常閉防火扉の扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号に適合しないこと。	

改 正 後					改 正 前				
避難施設等				<u>以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。</u>					
		<u>居室の換気</u>	<u>換気設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。</u>	<u>換気設備が作動しないこと。</u>				
			<u>換気の妨げとなる物品の放置の状況</u>	<u>目視等により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>				
	<u>階段</u>	<u>特別避難階段</u>	<u>階段室又は付室の排煙設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>				
	<u>排煙設備等</u>	<u>防煙壁</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>				
		<u>排煙設備</u>	<u>排煙設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>				
	<u>その他の設備等</u>	<u>非常用エレベータ</u>	<u>昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な排煙設備の作動を確認する。</u>	<u>排煙設備が作動しないこと。</u>				
		<u>非常用の照明装置</u>	<u>非常用の照明装置の作動の状況</u>	<u>各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。</u>	<u>非常用の照明装置が作動しないこと。</u>				

改 正 後						改 正 前					
			<u>照明の妨げ となる物品 の放置の状 況</u>	<u>目視等により確 認する。</u>	<u>照明の妨げとな る物品が放置さ れていること。</u>						
<u>3</u> 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第 <u>4</u> 項の規定により定める書類の <u>ほか</u> 、市長が特に必要と認めた図書又は書面を添えて行わなければならない。						<u>2</u> 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第 <u>3</u> 項の規定により定める書類の <u>他</u> 、市長が特に必要と認めた図書又は書面を添えて行わなければならない。					
<u>4</u> 略						<u>3</u> 略					

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、改正後の総社市建築基準法施行細則第14条第1項第4号の規定は、令和8年4月1日から施行する。